

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価
by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の結果を公表します。

三井不動産ロジスティクスパーク投資法人の サステナビリティファイナンス・フレームワークに対して SU 1(F)を付与

評価対象： 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人
サステナビリティファイナンス・フレームワーク

<サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	SU1 (F)
グリーン性・ソーシャル性評価 (資金使途)	gs1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章: 評価の概要

三井不動産ロジスティクスパーク投資法人（本投資法人）は、2016年3月4日に設立され、2016年8月2日に東京証券取引所（不動産投資信託証券市場）に上場した J-REIT。資産運用会社である三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社（本資産運用会社）のスポンサー（出資比率 100%）は三井不動産株式会社。物流施設を主な投資対象とし、総合デベロッパーである三井不動産と戦略的な協働関係を構築し、開発機能を三井不動産が、マネジメント機能を本資産運用会社と三井不動産が、保有機能については本投資法人が中核的な役割をそれぞれ担い、三井不動産と一体となって物流事業を拡大していく体制が構築されている。三井不動産をスポンサーとする J-REIT として「三井不動産」を冠した初の上場投資法人である。

高い業務効率性や利便性、安全性等を兼ね備えていることに加え、物流施設に関わる様々な主体（テナント、物流施設で働く従業員および地域社会）のニーズの多様化に適合するクオリティを有する先進的な物流施設を MFLP (Mitsui Fudosan Logistics Park) として、MFLP に重点投資を行う方針としている。現行ポートフォリオは 20 件、取得価格総額 2,824 億円である。

今般の評価対象は、本投資法人が、債券または借入金等の手段により調達する資金を、環境改善効果および社会的便益を有する資金使途に限定するために定めたサステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。本フレームワークが「グリーンボンド原則（2018年版）」、「ソーシャ

ルボンド原則（2020年版）、「サステナビリティボンド・ガイドライン（2018年版）」、「グリーンローン原則（2020年版）」、「グリーンボンドガイドライン（2020年版）」および「グリーンローンガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2020年版）」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は、それぞれ国際資本市場協会（ICMA）、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）およびアジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）ならびに環境省が自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

本投資法人は資金使途の対象に関するグリーン適格クライテリアとして、DBJ Green Building 認証 3 つ星以上、BELS 認証 3 つ星以上、CASBEE 評価認証 B+ランク以上、LEED 認証 Silver 以上もしくは上記認証以外の第三者認証のうち、評価レベルが同水準の評価について、認証または再認証のいずれかを取得済みまたは今後取得予定である物件としている。また、ソーシャル適格クライテリアとして、地域活性化のための基本的インフラ整備、生活に必要不可欠なサービスへのアクセスもしくは社会経済的向上・エンパワメントを挙げている。JCR では、本投資法人が定めた資金使途の対象は、環境改善効果および社会的便益を有したものであると評価している。

環境問題および社会課題へ取り組む体制は適切に構築されており、専門部署および経営陣が資金使途の対象となるプロジェクトの選定およびプロセスに関与する仕組みが整えられている。資金管理は担当部署によりあらかじめ定められた方法で行われる。レポートングとして開示される情報は環境改善効果および社会的便益が明確である。以上より、JCR では、本投資法人がサステナビリティファイナンス実施に際して強固な管理・運営体制および高い透明性を有していることを確認した。

以上より、本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU1(F)”とした。評価結果については次章で詳述する。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則¹」、「ソーシャルボンド原則²」、「サステナビリティボンド・ガイドライン³」、「グリーンローン原則⁴」および、環境省による「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン⁵」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

1 グリーンボンド原則 2018 年版
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Regulatory/Green-Bonds/Green-Bonds-Principles-June-2018-270520.pdf>

2 ソーシャルボンド原則 2020 年版 <https://www.icmagroup.org/assets/documents/Regulatory/Green-Bonds/June-2020/Social-Bond-PrinciplesJune-2020-090620.pdf>

3 サステナビリティボンド・ガイドライン 2018 年版
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Regulatory/Green-Bonds/Sustainability-Bonds-Guidelines-June-2018-270520.pdf>

4 LMA (Loan Market Association), APLMA (Asian Market Loan Association) Green Loan Principle 2020
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

5 グリーンボンドガイドライン 2020 年版およびグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1:グリーン性・ソーシャル性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークの資金使途の100%がグリーンプロジェクトまたはソーシャルプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性・ソーシャル性評価は、最上位である『gs1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすプロジェクト、もしくは社会的便益をもたらすプロジェクトに充当されていることを確認する。次に、資金使途が環境および社会にネガティブな影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られていることについて確認する。最後に、持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

<資金使途にかかる本フレームワーク>

本投資法人は、本フレームワークにより、サステナビリティファイナンスのみならず、グリーンプロジェクトのみを資金使途としてグリーンファイナンスの調達も行うことのできる仕組みとなっている。

2.1. 投資対象となる適格資産

サステナビリティファイナンス等による調達資金(以下「調達資金」といいます)について、特定資産(グリーンファイナンスではグリーン適格資産(以下に定義します)を対象とし、サステナビリティファイナンスではグリーン適格資産及びサステナビリティ適格資産(以下に定義します)を対象とします)の新規取得資金並びに当該資産の新規取得に要した借入金及び投資法人債のリファイナンス資金に充当します。

2.2. 適格クライテリア

グリーン適格資産とは、以下に記載のグリーン適格クライテリアを満たす資産をいいます。サステナビリティ適格資産とは、グリーン適格クライテリアを満たし、かつ以下に記載のソーシャル適格クライテリアを満たす資産をいいます(グリーン適格資産及びサステナビリティ適格資産をあわせて、以下「適格資産」といいます)。

2.3. グリーン適格クライテリア

以下の(1)から(5)の第三者認証機関の認証(以下「グリーンビルディング認証」といいます)または再認証のいずれかを、取得済または今後取得予定であること。

- (1) DBJ Green Building 認証: ★★★以上(最上位から3段階)
- (2) BELS 認証: 3以上(最上位から3段階)
- (3) CASBEE 評価認証: B+以上(最上位から3段階)
- (4) LEED 認証: Silver、Gold または Platinum(最上位から3段階)
- (5) 上記認証以外の第三者認証のうち、評価レベルが同水準の評価

2.4. ソーシャル適格クライテリア

以下の(1)から(3)のうち、2つ以上の基準を満たす新規、既存不動産であること。

(1) 地域活性化のための基本的インフラ整備

自治体等のニーズを踏まえた人が集い憩える緑地空間の提供など、敷地活用等による周辺地域一帯を含めた「街づくり」に貢献するもの

(2) 生活に必要な不可欠なサービスへのアクセス

災害発生時の避難場所、地域住民への備品提供等、防災対応が行われているもの
認証保育施設の設置などを通じて地域社会に貢献するもの

(3) 社会経済的向上とエンパワーメント

入居企業による雇用の創出や建築工事における地元企業の採用を通じて地域社会・経済に貢献するもの

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. プロジェクトの環境改善効果および社会的便益について

i. 資金使途の 100%が高い環境改善効果、もしくは社会的便益が期待されるものである。

グリーンプロジェクトの環境改善効果について

1. グリーンビルディング

(1) DBJ Green Building 認証

DBJ（日本政策投資銀行）が提供する、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度。評価結果は星の数で表され、評価軸は「環境・社会への配慮がなされたビル」である。「Ecology（環境）」、「Amenity（快適性） & Risk Management（防犯・防災）」「Community（地域・景観） & Partnership（ステークホルダーとの連携）」の3つの大カテゴリーについて評価している。それぞれ5つ星（国内トップクラスの卓越した）、4つ星（極めて優れた）、3つ星（非常に優れた）、2つ星（優れた）、1つ星（十分な）で表される。環境性能に特化した評価ではないが、日本国内での認知度が高いこと、環境性能に関しても一定の評価項目を有していることから、JCR では、本認証についてもグリーンボンド原則に定義されているグリーンプロジェクト分類の「地域・国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」に相当すると評価している。ただし、環境性能に限った認証ではないため、個別に環境性能に対する評価を確認することが望ましいと考えている。

DBJ Green Building 認証は、評価対象物件の環境性能のみならず、テナント利用者の快適性、防災・防犯等のリスクマネジメント、周辺環境・コミュニティへの配慮、ステークホルダーとの協業を含めた総合的な評価に基づく認証である。環境および社会に対する具体的な「優れた取組」を集約しながらスコアリング設計しており、不動産市場には評価対象に届かない物件が多数存在する。高評価のためには、環境のみならず、建築物にかかわるすべてのステークホルダーにとって適切に配慮された建築物であることが求められる。

DBJ Green Building 認証の認証水準は「環境・社会への配慮」において国内収益不動産全体の上位約 20%と想定されている⁶。さらに、3 つ星までの各評価は認証水準を超える物件のうち上位 10% (5 つ星)、上位 30% (4 つ星)、上位 60% (3 つ星) の集合体を対象としている。したがって、JCR は本投資法人の適格クライテリアが、認証取得を目指す建物の中でも環境性能の高い物件に絞られていると評価している。

(2) BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)

BELS は、建築物省エネルギー性能表示制度のことで、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能 (性能基準・仕様基準) および一次エネルギー消費量 (性能基準・仕様基準) が評価対象となり、評価結果は省エネ基準の達成数値によって星の数で表される。高評価のためには、優れた省エネ性能を有していることが求められる。BELS では、BEI (Building Energy Index) によって星の数が 1 つから 5 つにランク分けされる。BEI は設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とし、基準値に比した省エネ性能を図る尺度である。1 つ星が既存の省エネ基準、2 つ星が省エネ基準、3 つ星を誘導基準としている。本投資法人が適格とした BELS3 つ星以上の建物は、誘導基準以上の省エネ性能 (非住宅: BEI 値 0.8 以下) を基準としており、適切であると考えている。

(3) CASBEE (建築環境総合性能評価システム)

建築環境性能評価システムの英語名称の頭文字をとったもの (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)。

建築物の環境性能を評価し格付けする手法であり、2001 年 4 月より国土交通省住宅局の支援のもと産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会を設立し、以降継続的に開発とメンテナンスを行っている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区などのほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産がある。

評価結果は、S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+ランク (良い)、B-ランク (やや劣る)、C ランク (劣る)、の 5 段階 (CASBEE-不動産は S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+ランク (良い)、B ランク (必須項目を満足) の 4 段階) に分かれている。評価方法は、建築物におけるエネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における性能を、建築物の環境品質 (Q=Quality) と建築物の環境負荷 (L=Load) の観点から再構成して定量化したものをを用いる。評価は、L を分母、Q を分子とした BEE (建築物の環境効率) の値によって行われる。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用するなどの環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮なども必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。したがって、本投資法人が適格クライテリアとして定めた B+以上は、CASBEE-建築においては BEE が 1.0 以上の建築物であり、環境負荷に対して品質のほうが明確に勝っている物件を対象としていること、CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の物件が対象となっていることから環境改善効果があると評価される。

(4) LEED

非営利団体である米国グリーンビルディング評議会 (USGBC) によって開発および運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。2019 年現在、160 以上の国または地域で認証を受けた建物が存在する。

⁶ 「DBJ Green Building 認証 評価項目の改正および公開について」(2019 年 2 月 DBJ Green Building 認証ウェブサイト)

LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字を採ったものであり、1996 年に草案が公表され、数年に 1 度アップデートが行われている。

認証の種類には、BD+C（建築設計および建設）、ID+C（インテリア設計および建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）の 5 種類がある。

認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80 ポイント以上）、Gold（60-79 ポイント）、Silver（50-59 ポイント）、Certified（標準認証）（40-49 ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。従って、本投資法人による基準設定は適切であると考えている。

以上より、本フレームワークに定めるグリーン適格クライテリアは環境改善効果を有するものであると JCR では評価している。

ソーシャルプロジェクトの社会的便益について

2. 地域活性化のための基本的インフラ整備

本資産運用会社のスポンサーである三井不動産は、一定の規模、良好な立地条件、充実した設備、利便性および安全性を兼ね備えた三井不動産クオリティを備えた先進的物流施設を MFLP（Mitsui Fudosan Logistics Park）として開発している。物流施設の開発および運営に際して、三井不動産は、対象となる物件の地理的状況を勘案しながら、入居企業による雇用の創出や施設従業員の近隣店舗利用促進などを通じて、近隣地域への社会貢献のための取組を進めて、地域に応じた付加価値の提供に貢献している。

また、一部の物流施設においては、開発時に当該物流施設が所在することになる自治体のニーズを踏まえ、当該自治体の中長期的な計画を反映した開発計画のもとに建設および運営が行われるケースもある。自治体のニーズには、産業振興への貢献、対象となる施設の環境的配慮、物流施設の敷地内の植栽による緑化の推進および地域活性化などが一例として挙げられ、自治体および近隣住民にとっての基本的なインフラとして活かされる。

これより、JCR は本投資法人の保有施設にかかる上記の取組は、近隣住民を対象とした基本的インフラ整備として社会的便益があると評価している。

3. 生活に必要な不可欠なサービスへのアクセス

(1) 災害発生時を想定した諸設備

内閣府の推計⁷によると、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災の際、東京都で約 352 万人、神奈川県で約 67 万人、千葉県で約 52 万人、埼玉県で約 33 万人、茨城県で南部を中心に約 10 万人、首都圏で合計約 515 万人が当日自宅に帰れない帰宅困難者となった。公共交通機関が運休したため発生した帰宅困難者を受け入れるスペースが限られたため、地元の住民のための避難場の一部では、地元住民のみならず多くの帰宅困難者を受け入れたところもあった。

このような状況を踏まえ、東京都では防災対応指針および東京都帰宅困難者条例に基づき、防災および減災に対する対策を定めている。

本投資法人は、一部の物件において当該物件が所在する自治体等と連携しながら、災害発生時に避難場所に指定したうえで、近隣住民のために使用できるようにしている。またこれ以外に

⁷ 帰宅困難者対策の実態調査結果について <http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/kitaku/2/pdf/4.pdf>

も近隣住民へ提供することを目的とした非常食等を備蓄したり、非常用電源設備、非常用トイレおよび災害用ベンダーを物流施設の敷地内に備えるなど災害発生時の取組に努めている。

これより、JCR では災害発生時の被災者を対象とした基本的なインフラ設備の提供として社会的便益があると評価している。

(2) 子育て支援施設

日本政府は待機児童問題（保育所への入所申請がなされており入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童が存在する問題）について、2013 年 4 月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、2013 年から 2017 年度までの 5 年間に保育の受け皿を約 50 万人分増加させることを目標に、自治体が行う保育所の整備などの取り組みについて支援を行ってきた。2018 年度からは「ニッポン一億総活躍プラン」の施策として「子育て安心プラン」を公表している。これは、「待機児童解消加速化プラン」の取り組み結果を受けて 2022 年度末までの 5 年間で、約 32 万人分の保育の受け皿を準備するというプランである。

本投資法人では、一部の物件において保有資産の所在する自治体と協議の上、子育て支援施設を併設している。当該施設は、物流施設で働く人のみならず、近隣の住民も利用することができるものであるため、日本の待機児童問題の解決に資するものと考えられる。

これより、JCR では、近隣住民を対象とした子育て支援施設の提供として社会的便益があると評価している。

4. 社会経済的向上・エンパワーメント

2. に既述のとおり、三井不動産は、MFLP の取組の方針として、近隣の状況に鑑みながら、地元住民の雇用の創出を企図して MFLP の開発および運営を行っている。また、一部の物件においては、当該物件が所在することになる自治体のニーズに即して、建設段階での地元企業の採用や稼働後の地元住民の雇用を通じて、産業振興にもつながりうる地元企業および地元住民の活用を進めている。

新型コロナウイルスの感染症対策として、本投資法人は、物流施設入館時の体温測定やマスクの提供、消毒の徹底などを通じて顧客および従業員の安全性を確保しながら運営を行っており、関係者に対して物流施設の安全を確保と、従業員に対して安心して働ける環境を提供している。

JCR は本投資法人が定める社会経済的向上・エンパワーメントについて、物件所在地における地域住民に対して雇用機会を提供するソーシャルプロジェクトであると評価している。

- ii. 資金使途は、1. については「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」における「地域、国又は国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」および「省エネルギー」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」および「省エネルギーに関する事業」に該当する。2. については「ソーシャルボンド原則」に定義されているプロジェクトのうち、地域住民を対象とした「基本的インフラ整備」、3. については「ソーシャルボンド原則」に定義されているプロジェクトのうち、被災者、地域住民を対象とした「必要不可欠な基本的サービス（避難場所、保育）」、4. については地域住民を対象とした「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

本フレームワークが資金充当対象とする資産は、環境の負荷低減と社会インフラの両側面からの考慮がなされた建物である。

このような包摂的で持続可能な建物を含むまちづくりについて、国内では都市緊急整備計画、住生活基本計画、社会資本整備計画およびコンパクトシティ構想等においてその重要性が認識されている。また、日本の SDGs アクションプラン 2020 実施指針においても、災害に強い社会資本整備や、医療・福祉・商業等の生活サービス機能を維持し、若年世帯・子育て世帯や高齢者等の住民が安心して暮らせる持続可能な都市経営の実現が盛り込まれている。

グローバルな動きとしては、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブインパクト不動産投資フレームワークが、環境社会両側面に寄与する不動産セクターに対するインパクト投資の有益性に注目している。例えば以下のような関連のあるインパクトカテゴリーにおいて、誰が裨益するのか、効果という点から十分な恩恵が及んでいるかを考慮しながらサステナブルなインパクト投資をすることで、不動産において環境社会両側面からのポジティブな成果が期待できるとされている。

【不動産セクターにおいてポジティブな成果が期待されるインパクトカテゴリー】

- エネルギー効率性とクリーンエネルギー
- 労働条件と技能開発
- 社会住宅/手ごろな価格の住宅
- 都市再生（プレイスメイキング、コミュニティ開発、安全・公平）
- 適切な定住
- 資源効率
- 健康で満足な状態（ウェルネスとウェルビーイング）

上記の考え方は、ICMA のサステナビリティガイドラインに則りながら、特に不動産投資に限ってサステナビリティファイナンスとしての選定基準を評価する際に有用である。不動産セクターにおけるサステナビリティ適格資産とは、環境面におけるエネルギー効率やクリーンなエネルギーへの転換を進めると同時に、国連環境計画の不動産セクターのインパクトとして想定されている上記事項等において、対象資産を使用する人々だけでなく周辺地域全体に社会的便益をもたらす資産を指すと、JCR では評価している。したがって、本フレームワークの資金用途については、ICMA のプロジェクト分類としては上述の通り、グリーン・ソーシャル共に複数の分類に該当し得るが、全体のインパクトとしては、包摂的で持続可能なまちづくりへの貢献であると考えられる。

b. 環境・社会的リスクについて

本資産運用会社では、資産の取得に際し実査やエンジニアリングレポートの確認を含めたデュー・デリジェンスを行い、環境面および社会面のネガティブな影響に関して精査して、問題がないと判断された資産のみを取得している。仮に、ネガティブな影響が懸念されることが予想される場合には、当該資産の売主とリスク是正に関する対応を協議するなどの措置を講じたり、適切な管理・回避・対応が行われているか確認したりするなどして、リスクの軽減化を図ることとしている。

これより、JCR は本フレームワークの資金用途の対象となる物件について、適切にリスクが管理されていると評価している。

c. SDGs との整合性について

i. ICMA の SDGs マッピングとの整合性

資金使途の対象となるプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 5：ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.4. 公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.3. 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4. 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。



目標 11：住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.6. 2030 年までに、大気の状態および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

ii. 日本の SDGs 達成に向けた施策との整合性

資金使途の対象となるプロジェクトは、日本政府が SDGs 達成目標として掲げる「SDGs を達成するための具体的施策⁸」のうち、以下の項目に整合していることを確認した。

実施指針 4. 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

国内の施策			
	施策概要	ターゲット	指標
1. 社会資本整備重点計画の推進	1. 第 4 次社会資本整備重点計画(2015-2020)切迫する気象災害、加速するインフラ老朽化、人口減少に伴う地方の疲弊、激化する国際競争という 4 つの構造的課題に対応するための既存ストックの有効活用、集約・再編を進める。		1. 「第 4 次社会資本整備重点計画」に基づくフォローアップ状況
2. 住生活基本計画の推進	2. 住生活基本計画に基づき、若年世帯・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住生活を実現し、住宅の確保に特に配慮を要するものの居住の安定を確保する。		2. 住生活基本計画に基づくフォローアップ状況

⁸ 全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部により定められた持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針の具体的施策。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1(F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、サステナビリティファイナンスを通じて実現しようとする目標、プロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

<サステナビリティファイナンス発行の目標にかかる本フレームワーク>

1.2. 本フレームワーク策定の目的及び背景

本投資法人のスポンサーであり、物流施設事業における戦略的パートナーシップを組む三井不動産株式会社(以下「三井不動産」といいます)は、当事業のステートメントとなる『ともに、つなぐ。ともに、うみだす。』を策定しており、ビジネスの拡大や社会を豊かにするだけでなく、地域や街づくりにも貢献することで、新しい価値創造を行っています。また、三井不動産グループではグループ長期経営方針「VISION2025」において、「街づくりを通して、持続可能な社会の構築を実現」することを目指しており、街づくりの一つひとつが、少子化・高齢化、環境問題、くらしの安全・安心、新産業創造など、社会が直面する幅広い課題の解決に寄与するものであり、「社会的価値の創出」ひいては三井不動産グループの「企業価値の向上」へと繋がっていくものと考えています。近年、環境・社会・ガバナンス（ESG）課題といった持続可能性（サステナビリティ）に対する企業の責任に一層関心が高まる中、本投資法人はこうした理念や目標の実現に関し、「サステナビリティファイナンス・フレームワーク」の策定が中長期的な投資主価値の向上と、企業市民としての社会的責任（CSR）の遂行に繋がっていくものと考え、本フレームワークを策定することを決定しました。

<本フレームワークに対するJCRの評価>

本資産運用会社のスポンサーである三井不動産は、コーポレートマークを「共生・共存」、「多様な価値観の連繋」、「持続可能な社会の実現」の象徴であるとして、社会・経済の発展と地球環境の保全に貢献するとしている。三井不動産の一事業である物流施設事業においては、「ともに、つなぐ。ともにうみだす。」を事業ステートメントとして、地域貢献のための取組を実施している。本投資法人は、三井不動産の方針を踏まえ、環境問題および社会課題の解決に資する物流施設の保有・管理・運営を目指している。

本フレームワークにもとづくサステナビリティファイナンスの調達資金の資金使途は、本投資法人が定めたグリーン適格資産およびサステナビリティ適格資産の取得資金又は当該資金のリファイナンス

スであり、本フレームワークを策定することにより実現しようとする上記の目標設定は適切であると JCR では評価している。

b. 選定基準

本フレームワークにおけるグリーン適格クライテリアおよびソーシャル適格クライテリアは、フェーズ 1 で既述のとおりである。JCR はこの選定基準について環境改善効果および社会的便益を有するプロジェクトであると評価している。

c. プロセス

<選定プロセスにかかる本フレームワーク>

3.2. 対象資産等における適格クライテリアの評価・選定

サステナビリティファイナンス等により取得する対象資産（以下「対象資産」といいます）については、資産運用会社の投資運用本部がデュー・デリジェンスを行います。適格クライテリアの評価・選定についてはデュー・デリジェンスの内容等情報に基づき、取締役社長を委員長とし、投資運用本部長及び財務本部長を常任委員とするサステナビリティ推進委員会が評価・選定の判断を行います。なお、チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、当該委員会に出席し意見を述べるすることができます。

3.3. 対象資産の取得、サステナビリティファイナンス等のプロセス

対象資産の取得、また当該資産取得のための資金調達にあたっては、資産運用会社の取締役社長を議長とし、常勤取締役、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの出席による経営会議にて決定します。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

資金使途の対象となるプロジェクトがグリーンファイナンスもしくはサステナビリティファイナンスの資金使途の対象として適格であるかどうかについて、本資産運用会社のサステナビリティ推進委員会によって評価される。サステナビリティ推進委員会は、本資産運用会社の取締役社長を委員長として、投資運用本部長および財務本部長を常任委員とする、サステナビリティに関する専門的知見を有する合議体である。

上記のプロセスによって決定された物件を資金使途として資金調達を行うことは、本資産運用会社の取締役社長を議長とする経営会議によって決定される。以上より、本投資法人のプロセスは、専門的知見を有する部署および経営陣が関与しており、適切であると評価している。

本フレームワークに定められている目標、選定基準、プロセスは、本評価レポートおよび発行登録追補書類（グリーンボンドまたはサステナビリティボンドによる調達の場合）で開示される予定である。これより、投資家等に対する透明性は確保されている。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、サステナビリティファイナンスにより調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトおよびサステナビリティプロジェクトのそれぞれに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、サステナビリティファイナンスにより調達した資金が、早期に各適格プロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかる本フレームワーク>

4.1. サステナビリティファイナンス等の残高管理

総資産額に対する有利子負債比率(各投資法人債の払込期日または借入金の借入実行日において算出可能な直近期末決算時点)の実績値に適格資産の取得価格総額を乗じて算出された負債額(以下、グリーン適格資産の取得価格総額に基づき算出された場合は「グリーン適格負債額」、サステナビリティ適格資産の取得価格総額に基づき算出された場合は「サステナビリティ適格負債額」といいます)の合計をグリーンファイナンスまたはサステナビリティファイナンスの調達上限とします。なお、調達した資金が充当された適格資産が売却される場合、または適格資産が適格クライテリアを満たさなくなる場合においても、調達資金が当該グリーン適格負債額及びサステナビリティ適格負債額の残高として残っている限りは、サステナビリティファイナンス等として存続するものとします。

4.2. 調達資金の充当計画

調達資金の総額は、早期に「2.1. 投資対象となる適格資産」で規定した資金使途に充当します。

4.3. 調達資金の追跡管理体制及び方法

前項によって資金調達がなされた場合、資産運用会社の財務本部の担当者は予め定められた資金使途に当該調達資金を充当しますが、仮に調達資金が一時的に充当されない場合には、当該資金使途に充当されるよう追跡管理を行います。なお、調達資金が資金使途に充当されるまでの間、当該調達資金は現金または現金同等物として管理されます。

4.4. 調達資金の内部管理及び外部監査

資産運用会社は定期的に外部監査及び内部監査を行っています。また資金調達に関する事項を含む会計全般について、本投資法人は監査法人の外部監査を受けています。

4.5. 調達資金に関する文書の管理方法

調達資金の受入口座に関する預金通帳に関しては、資産保管会社である三井住友信託銀行がこれを保管しています。資産運用会社はEB(Electric Banking)のシステムを用い、電子端末を利用して入出金明細を確認します。

＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

グリーンファイナンスの資金使途は既述のグリーン適格クライテリアを、サステナビリティファイナンスの資金使途はグリーン適格クライテリアおよびソーシャル適格クライテリアを、それぞれ満たす資産の取得資金または取得資金のリファイナンスであり、これ以外の目的に充当される予定はない。

グリーンファイナンスまたはサステナビリティファイナンスによって調達された資金は、本資産運用会社の財務本部によって専用の帳票を用いて追跡管理されることが予定されている。追跡管理の状況は、定期的に財務本部長によって確認されることとなっている。また、当該追跡管理に関しては内部監査および会計監査の対象になるため、統制が働く仕組みになっている。

グリーンファイナンスまたはサステナビリティファイナンスによる調達資金は、調達後すみやかに資金使途の対象となるプロジェクトの取得資金もしくは取得資金のリファイナンスに充当されるため、原則として調達時に未充当資金は発生しない予定である。一方で、グリーンファイナンスまたはサステナビリティファイナンスの償還/返済前に、資金使途の対象となるプロジェクトが売却されるなどにより未充当資金が発生した場合には、本投資法人はポートフォリオ管理を適用し、未充当資金を管理する予定としている。具体的には、グリーンファイナンスもしくはサステナビリティファイナンスの未償還・未返済残高額がそれぞれ「グリーン適格負債額」もしくは「サステナビリティ適格負債額」（総資産額に対する有利子負債比率にグリーン適格資産総額/サステナビリティ適格資産総額を乗じて算出された負債額）を超えないように管理することとしている。

以上より JCR では資金管理について、妥当性および透明性は高いと評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、サステナビリティファイナンス調達前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のあ
る形で計画されているか否かを、サステナビリティファイナンス調達時点において評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポーティング体制にかかる本フレームワーク(抜粋)>

5.1 資金の充当状況に係るレポーティング

調達資金が資金使途に充当されるまで、充当状況(適格クライテリアを満たすカテゴリー毎の
充当額、未充当額を含みます)を本投資法人のウェブサイト上に年次で開示します。また調達
資金の残高が存在する限り、その残高がグリーン適格負債額及びサステナビリティ適格負債額
を超過していないことを、本投資法人のウェブサイト上に年次で開示します。

5.2 環境改善効果及び社会的便益に係るレポーティング

調達資金の残高が存在する限り、本投資法人のウェブサイト上において、サステナビリティ
ファイナンス等の環境改善への効果及び社会的便益を年次でレポートいたします。(レポート
の対象事項には例えば以下の項目が含まれますが、これらに限られません。なお、グリーンフ
ァイナンスに関するインパクト指標がサステナビリティファイナンスに関する同指標と重複す
る場合には、グリーンファイナンスに関する同指標の開示を省略いたします。)

5.3 状況に変化があった場合のレポーティング体制

調達資金の当初の充当状況が事後的に大きく変化し未充当資金が発生した場合には、資産運
用会社の財務本部長の承認を経たのち、本投資法人のウェブサイトにおいて開示を行います。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

サステナビリティファイナンスで調達した資金の使途は、訂正発行登録書等で開示される予定
である。資金の充当状況に関しては、カテゴリー毎の充当額、未充当金額を含め本投資法人のウ
ェブサイトで開示される予定である。資金使途の対象となる物件を売却した場合等変化があつた場
合の対応についても適切に行われる予定であるため、JCR は資金の充当状況に係るレポーティングは
適切であると判断している。

b. 環境改善効果および社会的便益に係るレポーティング

本投資法人では、環境改善効果および社会的便益にかかるレポーティングとしては、以下の項
目を開示することを予定している。

(1) 環境改善効果

「2.3. グリーン適格クライテリア」記載のグリーンビルディング認証の取得状況及び認証レ
ベル

(2) 社会的便益

アウトプット指標	ソーシャル適格資産の件数
<p>アウトカム</p>	<p>(1)地域活性化のための基本的インフラ整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト(対象資産)の概要 ・免震構造の施設数(2)生活に必要不可欠なサービスへのアクセス ・災害時の避難場所指定施設数 ・災害ベンダーの設置施設数 ・防災備蓄庫の設置施設数 ・かまどベンチの設置施設数 ・災害用トイレの設置施設数・非常用電源設備の設置施設数 ・認証保育施設数 <p>(3)社会経済的向上とエンパワーメント</p> <p>より多くの地域住民の雇用促進に繋がる、以下の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象物件における地域住民の雇用施設数 ・建築工事における地元企業の採用施設数
<p>インパクト</p>	<p>地域住民や自治体等との積極的なコミュニケーションを通じて地域社会や地元経済を支援し、地域住民の暮らしやすい環境づくりを通じてコミュニティに貢献する</p>

いずれの指標も、環境改善効果および社会的便益を示すのに適切であると JCR は評価した。

4. 組織のサステナビリティに対する取り組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣がサステナビリティに係る課題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境・社会等を含むサステナビリティに係る分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、サステナビリティファイナンス発行方針・プロセス、プロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

本投資法人は、スポンサーである三井不動産と物流施設事業における戦略的な協働関係（戦略的パートナーシップ）を構築し、物流不動産を主な投資対象として投資主価値の最大化を目指すことを基本理念として掲げている。戦略的パートナーシップの構築を通じ、「開発（物流施設の開発）」、「マネジメント（物流施設の運営・管理）」および「保有（物流施設の保有）」という三井不動産の物流施設事業におけるバリューチェーンの中で、「開発」機能については三井不動産が、「マネジメント（アセット・マネジメント又はリーシングを含むプロパティ・マネジメント）」機能については本資産運用会社と三井不動産が、また、「保有」機能については本投資法人が中核的な役割をそれぞれ担うことによって、三井不動産の物流施設事業とともに、本投資法人が持続的な成長を果たすことで投資主価値の最大化を目指すことを基本方針としている。本投資法人はポートフォリオ構築方針において、三井不動産が開発する先進的物流施設を中心とする MFLP（三井不動産クオリティを備えた先進的物流施設）へ重点的に投資するものとしており、現行ポートフォリオにおける物流不動産は全て MFLP となっている。ESG に関しても、本投資法人および本資産運用会社は、三井不動産のポリシーを共有し、同社と連携して取り組んでいる。

三井不動産グループが掲げているグループビジョン「**&EARTH**」は、同グループの街づくりが常に地球とともにあることを認識し、人と地球がともに豊かになる社会をめざしていることを表した ESG に特化したものである。同グループは従前より ESG への取り組みを高いレベルの経営課題と捉え、ESG 経営を積極的に推進している。上述の MFLP では、物流の効率化にとどまらず、入居企業による雇用の創出や人員確保に向けたコンサルティングサポート、建築工事における地元業者の採用、施設従業員の近隣店舗利用促進など、地域貢献のための取り組みも実施されている。

三井不動産が、高いレベルの経営課題としてグループにおける ESG の強化・向上に取り組んでいる中、本投資法人および本資産運用会社は同社と理念を共有しつつ、本投資法人自身の価値向上や社会的貢献等を目的に、ESG に係る各種施策を実施している。具体的に、本資産運用会社は 2017 年 11 月に「ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する方針」を制定し、三井不動産との協働により、「環境に配慮したグリーンビルディングの取得」、「テナント・地域コミュニティへの取組」、「投資主利益に配慮したガバナンスへの取組」といった ESG 課題への取組を実践している。本投資法人は、本資産運用会社とともにこれらの方針に従って業務を遂行している。

本資産運用会社は ESG に関する方針において、「1. 環境への配慮と対応」では、投資運用業務が直接的または間接的に環境に与える影響を常に考慮し、環境効率性の向上と環境負荷低減のための対策に取り組んでいくほか、「2. 社会への配慮と対応」では、事業活動において、本資産運用会社および本投資法人、投資先である不動産を取り巻く様々なステークホルダーに配慮した良好な関係を構築し、積極的に連携・協力していくことに努めることで、求められる社会的責任を果たしていくことを目指している。JCR では本投資法人の ESG に係る明確な目標設定および透明性の高さを評価している。

1.環境への配慮と対応

- (1)省エネルギー・CO2 排出量削減
- (2)水環境の保全及び省資源・廃棄物削減の推進
- (3)グリーンビル認証制度等の活用

2.社会への配慮と対応

- (1)人権の尊重
 - (2)快適性の向上、安全・安心への取組み
 - (3)地域コミュニティへの配慮
 - (4)役職員への取組み
 - (5)持続可能な調達
-

これらの環境および社会に資する取り組みについては、本資産運用会社とスポンサーである三井不動産の物流施設事業に関する専門部署とが連携し、実施することとなっている。また、GRESB などの環境に係る認証の取得に関しては、外部の専門会社にコンサルティングを依頼しており、社外の専門家とも協業し業務を行っている。

本資産運用会社では、2020 年にサステナビリティ推進委員会が設置された。従前、ESG に特化した委員会が同社内になく、最高機関である経営会議によって代替されていたが、本投資法人の今後の運営にあたり、サステナビリティに対する本資産運用会社の経営陣による高い問題意識のもと、ESG に係る取り組みの可視化も企図し同委員会の設置に至ったものである。本資産運用会社では、同委員会を中心に、投資運用本部（投資企画チーム・投資運用チーム）や財務本部（財務企画チーム）といった実務を行う部署により、ESG に係る各種の業務が執行されている。

本投資法人においては、本資産運用会社のサステナビリティ推進委員会が専門部署として、適格クライテリアの評価・選定の判断を行うなど、プロジェクトの選定に組織として明確に関与している。

JCR では、これらの組織のサステナビリティへの取り組みについて、経営陣がサステナビリティに係る問題を重要度の高い優先課題として位置付けているほか、専門的知見を有する部署が、サステナビリティファイナンスの調達方針・プロセス、プロジェクトの選定に、組織として明確に関与していると評価している。

■評価結果

本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンローン原則」、環境省による「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR サステナビリティファイナンス評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ ソーシャル性 評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

発行体/借入人：三井不動産ロジスティクスパーク投資法人（証券コード：3471）

【新規】

対象	評価
サステナビリティファイナンス・フレームワーク	JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価 ： SU1 (F)
	グリーン性・ソーシャル性評価 ： gs1 (F)
	管理・運営・透明性評価 ： m1 (F)

(担当) 梶原 敦子・松田 信康・菊池 理恵子

本件サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価に関する重要な説明

1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、評価対象であるサステナビリティファイナンスの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトおよびソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該サステナビリティファイナンスで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンスの調達計画時点または実行時点における資金の充当等の計画または状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンスが環境、社会的課題に及ぼす効果を証明するものではなく、環境、社会的課題に及ぼす効果について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンスの発行により調達される資金が環境、社会的課題に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンス・フレームワークの下起債される個別債券にかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマース・ペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトまたはソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、SU1 (F)、SU2 (F)、SU3 (F)、SU4 (F)、SU5 (F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナブルファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル